

NASU AWARD 2017

【観光部門】

企画募集

募集要項

「〇〇に行きたくなるショートフィルム」

製作上映プロジェクト

NPO 法人 那須フィルム・コミッション

『那須アワード 2017』【観光部門】

「〇〇に行きたくなるショートフィルム」製作上映プロジェクト

NPO 法人那須フィルム・コミッションは、活動開始は 2002 年。映画やテレビドラマ、CM、ミュージックビデオ等多くの撮影を支援し、今年 15 年目を迎えました。

2006 年には、ショートフィルムの祭典、「那須ショートフィルムフェスティバル」を開始。

同時に、那須独自の短編映画賞『那須アワード』を創設し、若いクリエイターの映像作りや発表を広く支援しています。

那須アワード【観光部門】は、栃木県の観光地や観光施設を題材にしたショートフィルムの企画を募集し、クリエイターと観光地や観光施設が協力して、その場所に「行ってみたいくなるような」ショートフィルムを製作するプロジェクトです。

毎年さまざまな地域・施設に参加をいただき素晴らしい作品が生まれてまいりました。

近年は特に映像作品を通じた観光振興、町おこしが盛んとなり全国津々浦々で作品が発表されております。那須フィルム・コミッションはそのパイオニアとして今年も那須アワード【観光部門】の企画を募集いたします。

クリエイターの皆様にはプロジェクトに参加する栃木県内の様々な観光地や観光施設を題材に魅力的なショートフィルムを作っていただきたいと考えています。

製作したショートフィルムは、2017 年 11 月 11 日～19 日に開催予定の第 12 回那須国際短編映画祭『那須ショートフィルムフェスティバル 2017』で上映し、【自由部門】と合わせ『那須アワード 2017』ノミネート作品としてグランプリほか各賞の選考対象となります。

まずは、栃木県内の様々な観光地や観光施設からクリエイターの皆様へ宛てた「クリエイターの皆様へ」をお読みいただき、その内容からイメージーションを膨らませ、「〇〇に行きたくなるショートフィルム」の企画を考えて応募してください。

既存の観光 PR 映像に固執することはありません。ぜひ、若いクリエイターの皆さんならではの視点で、“旅”のショートフィルムをご応募ください。選考された企画には、該当観光地より映像制作費の一部として 15 万円を助成します。

皆様のご応募をお待ちしています。

NPO 法人 那須フィルム・コミッション
理事長 五十嵐 順一

『那須アワード 2017』【観光部門】

募集要項

《観光部門企画募集について》

『那須アワード 2017』は、すでに出来上がった作品を募集する【自由部門】のほかに、【観光部門】としてショートフィルムの企画を募集します。

題材は、栃木県内のさまざまな観光地や観光施設。本プロジェクトに参加する観光地や施設を題材にしたショートフィルムの企画を提案書にしてご応募ください。

まずは、観光地や施設がクリエイターの皆さんに宛てた「クリエイターの皆様へ」をお読みください。そして、その観光地に行きたくなるようなショートフィルムの企画を提案書にしてください。映像表現は、ドラマ、コメディ、アニメーション、ドキュメンタリー、ミュージックビデオなどジャンルを問いません。

応募のあった企画提案書を該当観光地と那須フィルム・コミッションが審査し、選考された企画には、それを映像化するための製作費の一部として 15 万円を助成します。

企画者と該当観光地が協力してショートフィルムを制作していただきます。

製作された映像作品は、第 12 回那須国際短編映画祭『那須ショートフィルムフェスティバル 2017』(2017 年 11 月 11 日～11 月 19 日開催予定)で上映、短編映画賞『那須アワード 2017』のノミネート作品となります。

応募にあたっては、本募集要項をよくお読みください。ご応募お待ちしております。

※本プロジェクト参加観光地・施設の発表およびクリエイターへの手紙掲載

※『那須アワード 2017』【観光部門】企画案募集

企画募集締め切り:2017 年 5 月 15 日(当日消印有効)

《応募にあたって》

1. 応募資格は、プロ、アマ、問いません。
2. 応募者は、映像を製作する場合のスタッフの一員(プロデューサー、監督、脚本、出演者、そのほか作品が完成するまで関わる者)とします。
ただし、選考された場合、ホームページ・パンフレット等には監督名のみ掲載とさせていただきます。
3. 企画の応募は、参加観光地 1 つにつき**応募者ひとり1案のみ**とします。
4. まずは、「クリエイターの皆様へ」を読んで、気に入った観光地を題材にしてください。
題材となる観光地の「クリエイターの皆様へ」は、那須フィルム・コミッションのホームページで公開します。(参加観光地があり次第、順次公開します)
5. 作品テーマは、各観光地の「クリエイターの皆様へ」にある「**〇〇に行きたくなるショートフィルム**」。**必ず、これをサブタイトルとして使用してください。**
6. 応募に際しては、例えば、コンセプト、プロット、手法、作品の長さ等、製作しようとする映像作品の内容がわかる企画書を提出してください。内容、様式は自由です。
7. ドラマ、コメディ、アニメーション、ドキュメンタリー、ミュージックビデオなど、企画の中で製作しようとする映像のジャンルは問いません。
8. 映像の完成時の**作品の長さは、20分以内**とします。
9. 応募のあった企画を那須フィルム・コミッションと該当観光地の担当者により選考し、選考された企画には、映像製作費として 15 万円を助成します。
製作期間は 2017 年 7 月～9 月末までとします。
期間終了までに作品を完成させ、DVD-video と QuickTime データを提出してください。
10. **助成金 15 万円は、映像製作の委託費ではありません。**
あくまでも助成金ですので、クリエイターとしての自由な発想で映像製作を行ってください
11. 助成金を提供する観光地は、クリエイターの皆さんが表現したいことを尊重します。
また、映像製作に必要なリサーチやロケハン、ロケをする場合、その観光地はできるだけ協力し、魅力的なショートフィルムを一緒に作りたいと考えています。
12. 応募者が提案したロケ地は必ず撮影可能な場所とは限りません。もし企画が通った場合でも理想の場所が撮影できないことがあります。
その場合は代替場所、または企画の一部変更などの対応をお願いすることがあります。
12. 製作した映像作品の著作権は、製作者にあります。
ただし、本プロジェクトに参加した該当観光地および観光施設、那須フィルム・コミッションが PR に使用・上映する場合があります。それについては、別途、必要事項を確認します。
13. 完成した映像作品は、『那須ショートフィルムフェスティバル 2017』で上映、また、那須フィルム・コミッションが主催する映画祭・上映会等で上映されることがあります。
14. 映像化する場合は、作品、出演者、サウンドなど、関係する著作権、肖像権等について

は、応募者の責任において処理し、権利関係の責任の一切は応募者が負うものとします。

15. 映像製作について、該当観光地および那須フィルム・コミッションは、助成金 15 万円以外の製作費を負担しません。
16. 主催者の都合以外の理由で作品が 2017 年 9 月末までに完成しない場合は、助成金を全額返金していただきます。

《応募方法》

募集要項をよくお読みの上、以下の3点を2017年5月15日(当日消印有効)までに、那須フィルム・コミッションまで送付してください。応募書類の直接持込みは受け付けておりません。

1. 応募用紙

所定の応募用紙(コピー可)に、必要事項を明記し、必ず応募者の署名捺印をお願いいたします。書類の不備がある場合は選考の対象にならない場合がありますのでご注意ください。

この募集要項と応募用紙は、那須フィルム・コミッションのホームページよりダウンロードできます。

<http://filmfest.nasu-fc.com>

2. 企画提案書

『那須アワード 2017』【観光部門】プロジェクトに参加している栃木県内の観光地を題材に、「〇〇に行きたくなるショートフィルム」をテーマにして、例えば、コンセプト、プロット、手法、作品の長さなど、製作しようとする映像作品の内容がわかる企画提案書を提出してください。企画提案書の様式は自由です。

3. これまでに作った映像作品の DVD

応募者がこれまでに作った映像作品の DVD (DVD-video・NTSC 形式) を1点提出してください。

(家庭用 DVD プレイヤーで再生できるもの) 作品の内容や長さは問いません。

※応募書類は、選考の可否に限らず返却いたしません。

《応募先》

〒325-0303 栃木県那須郡那須町高久乙 861-41 繭の里 2109

那須フィルム・コミッション「那須アワード 2017 観光部門」係

※ [観光部門] と必ず明記して下さい。

《企画応募締め切り／【観光部門】企画提案書》

2017年5月15日(当日消印有効)

《企画案の選考・作品製作について》

応募締め切り後、那須フィルム・コミッションと該当観光地により企画案の選考を行います。

選考結果は、2017年6月中に、応募者に直接ご連絡いたします。

選考内容については、いかなる理由があってもお知らせ致しません。

選考された企画案の応募者は、一度該当観光地へお越し頂き、該当観光地の担当者と那須フィルム・コミッションの三者で顔合わせをします。その際に合わせてロケハンをされる場合はその旨お知らせ下さい。

製作にあたって、三者で覚書を交わした後、映像製作費の助成として15万円をお渡しします。

※初回の顔合わせ時には助成金はお渡しできません。

選考された企画の応募者には、2017年9月末までにショートフィルムを完成していただきます。完成した作品は2017年11月11日～19日に開催予定の『那須ショートフィルムフェスティバル2017』にて上映、短編映画賞『那須アワード2017』のノミネート作品となります。

《助成金について》

助成金は映像製作に使っていただくこととし、該当観光地への打ち合わせ・ロケハン・宿泊・食事等の助成としてお渡ししています。

映像製作について、該当観光地および那須フィルム・コミッションは、助成金15万円以外の製作費を負担しません。

《那須アワード2017各賞について》

1. 『那須アワード2017』は、那須フィルム・コミッションの書類選考、一次審査その後那須フィルム・コミッションが招聘した審査員により審査を行い、【自由部門】【観光部門】すべてのノミネート作品の中からグランプリ1作品を選びます。

グランプリに選ばれた作品には、賞状、トロフィー、副賞賞金20万円を授与します。

2. その他の賞に選ばれた作品には、賞状と副賞を授与します。

《著作権、作品上映について》

完成した映像作品の著作権は、映像製作者にあります。

ただし、該当観光地は、完成した映像作品を観光地のPRに無償で使用できるものとします。

また、那須フィルム・コミッションは、「那須ショートフィルムフェスティバル」他の上映会等で作品を使用します。

《注意》

※必ずご確認ください

●応募書類の運搬中の破損、紛失等のトラブルに関しては、主催者は一切の責任を持ちません。また、企画提案書と完成した映像作品に関しての第三者からの権利侵害、損害賠償などの主張がなされたときは、主催者は一切の責任を持ちません。

企画提案書と完成した映像作品内に著作権等の使用許可が発生する場合は、2017年9月末までに、応募者の責任において必ず許可を得てください。

●企画提案書と完成した作品については、那須フィルム・コミッションの広報宣伝と「那須ショートフィルムフェスティバル」や「那須アワード」に係る上映、広報、宣伝、等に、その全部あるいは一部を無償で使用・複製できるものとします。

●この募集要項に明記されていない事項について、主催者の判断により決定される事があります。その決定を了解できない場合、決定がなされてから7日以内に応募者は応募を撤回することができます。

●応募締め切り後の主催者からの連絡は、主に E-mail を使用しての連絡となります。確実に連絡がとれる E-mail アドレスを応募用紙に記入してください。また、応募者の氏名、住所、電話番号、E-mail アドレスなど応募者連絡先に変更が生じた場合は、速やかに主催者までご連絡ください。ご連絡がない場合、また、連絡が取れない場合は、応募受付、また、選考を取り消す場合があります。

応募に際して入手した個人情報、那須アワードおよび那須ショートフィルムフェスティバルに係る事項以外に使用致しません。

『那須アワード 2017』【観光部門】

「〇〇に行きたくなるショートフィルム」制作上映プロジェクト

主 催 特定非営利活動法人 那須フィルム・コミッション

お問合せ 電話：0287-74-3767 メール：info@nasu-fc.org

※「那須アワード 2017」【自由部門】の募集については、別途募集要項をご覧ください。